



# 仮想通貨ビットコインと 消費増税転嫁の現状、 法定相続情報証明制度開始

## ※ はじめに

暑い日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。7月に入って、一挙に暑さが増したように感じます。熱中症にはくれぐれもご注意ください。

さて今回の事務所通信は、まず最近巷で話題のビットコインについてです。仮想通貨は昨今市民権を獲得してきた感があり、新聞紙面をにぎわせております。そろそろ実店舗でもビットコイン決済が可能なお店がでてきました。会計業界でも本格的な議論がはじまり、税制面ではこの7月1日より消費税法上の扱いが大きく変わることになりました。そんな仮想通貨ビットコインについて、簡単にご説明いたします。

次に経産省から出ている消費増税転嫁の現況について、最後に今年5月29日から始まった法定相続情報証明制度についてお伝えします。

## ※ ワンポイント解説

- I. ビットコインとは
- II. 消費増税4社に1社転嫁できない
- III. 法定相続情報証明制度が稼働

## ※ 最後に

### 1. お問い合わせについて

### 2. スタッフ近況

# ワンポイント解説

## I. ビットコイン (bitcoin) とは

ビットコインとは、一言で言いますとインターネット上の仮想通貨の1つです。インターネット上にあるブロックチェーンと呼ばれる、改ざんできない台帳にすべての取引が記録されることによって、その通貨としての信用を得ています。

### ➤ 投資対象としての特徴

ビットコインにも、株や為替のように相場があり、日々取引価格が変わっています。投資対象とする場合の注意点ですが、法定通貨と異なり発行主体(例えば日本「円」なら日本銀行)がないため、その価値を担保する組織がなく、また株のように1株利益などを基準にした割高・割安を判断する投資尺度もありませんので、需要と供給のバランスで取引価格が決定され、価格が乱高下しやすくなっています。

また、ビットコインの特徴として、最終的に市場に流れるビットコインの総量がすでに決まっている (2140年までに2100万BTC(“ビットコイン”と読み、ビットコインの通貨単位))ので、法定通貨のように中央銀行が発行量を調節して価格変動を落ち着かせるという手法が使えないことも価格が安定しない要因となっています。

### ➤ 決済手段としての特徴

ビットコインが支持されている大きな理由の一つとして、その決済手段としての有用性が挙げられます。特に海外へ送金する際の手数料が銀行振込に比べて安いため注目を集めています。とはいえ、大手取引所のビットフライヤーによると、現状ビットコインで支払ができ

る店舗は約1万店ほどとのことで、まだ街中のどのお店でも使用可能というわけではなさそうです。

### ➤ 税制上の取扱い

これまでは法律に仮想通貨の定義がなかったため、仮想通貨も消費税課税の対象とされてきましたが、平成28年6月に公布された資金決済法により、仮想通貨も紙幣等と同じ“支払の手段”として法的に位置づけられました。これに伴って、平成29年度税制改正大綱において、仮想通貨の購入時に課される消費税が非課税となる旨が明らかにされました。適用は平成29年7月1日以後に行う取引からとなります。

具体的には、平成29年6月30日までに購入した仮想通貨については、購入金額のうちに消費税が含まれているものとして、消費税額の計算上、売り上げに係る消費税額から差し引くことができます。ただし、経過措置として、平成29年6月30日に税抜100万円以上の仮想通貨を保有する場合、同日の仮想通貨の保有数量が平成29年6月1日から30日までの間の各日の仮想通貨の保有数量の平均保有数量に対して増加したときは、その増加した部分の消費税額については差し引くことができないこととされています。



## Ⅱ. 消費増税 4 社に 1 社転嫁できない

2014 年 4 月の消費増税から 3 年経っても、いまだに 4 社に 1 社が増税分を価格に転嫁できていないことがわかりました。

経産省では、平成 26 年 4 月の消費税率引き上げを踏まえて、転嫁状況を定期的にモニタリングするため、転嫁状況に関する事業者へのアンケート調査を実施しており、平成 29 年 3 月分の調査結果が発表されています。それによると、消費税がすべて転嫁できていると回答した事業者が、事業者間取引では 85.6%、消費者向け取引では 74.0%となっており、事業者間では 14%、**消費者向けでは 26%と実に 4 社に 1 社が完全に転嫁できていない状況**となっています。

今年 3 月末までの累計で、調査件数 9,063 件のうち指導 3317 件、措置請求 7 件、勧告 38 件の税制処分がされています。

経産省によれば、これまでに処分された転嫁拒否のうち、下請けなどに対して通常より低い価格での取引を迫る「買ったたき」が圧倒的に多く 2989 件でした。次いで本体価格での交渉の拒否が 256 件と続いています。業種別では「製造業」が 806 件と最も多く、娯楽業や警備業などを含む「その他」が 528 件、以下「情報通信業」425 件と続いています。転嫁拒否で社名を公表された企業は 3 年で 38 社（グループ企業含む）に上り、すべてが「買ったたき」をしていたとのことです。

## Ⅲ. 法定相続情報証明制度が稼働

法定相続情報証明制度とは、法務局から「証明文付き法定相続情報の写し」の交付を受けることで、以後はこの書類 1 枚で相続に伴う各種手続きができるようになるという制度で、相続に伴う各種手続きを簡素化し、不動産の所有者変更登記を促進する目的で創設され、本年 5 月 29 日から稼働しています。

この制度の稼働以前は、相続に伴う手続きは実に煩雑で、不動産の相続登記や金融機関の相続手続き、税務署への申告などがあり、その都度、被相続人の戸籍謄本や相続人全員の戸籍謄本、住民票等が必要でした。法定相続情報証明制度では、こうした戸籍関係の書類の内容を法務局が確認し、証明文を付けて交付するもので、**この法務局のお墨付きの証明書 1 通で事足りる**ようになりました。

証明書の交付を受けるには、まず、被相続人や相続人の戸籍謄本等に基づいて相続関係図（法定相続情報一覧図）を作成。これに戸籍謄本の束を添えて法務局（登記所）に提出すると、その一覧図に認証文を付した写しを無料で必要な分だけ交付してもらえます。

同制度の創設により、相続手続きに伴う相続人や、各種手続きの担当部署の双方の負担軽減に期待が寄せられています。

## 最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

### ★ スタッフ近況 ★

5月の申告が終わり、広島県竹原市の大久野島に行ってきました。この島は野生のウサギが繁殖し、別名ウサギ島と呼ばれています。

島に着くと早速ウサギがお出迎え。のんびり気持ちよさそうに過ごしています。うちの息子も初めは恐る恐る近づいていましたが、最後にはいっぱいエサをあげて楽しんでいました。(武原)

